

「改葬」の手順

※改葬にあたっては、事前に現在の墓地管理者と相談することをお勧めします

1. 改葬許可申請書に必要事項を記入する

申請者は、原則現在墓地の使用者です。
それ以外の方が申請する場合は、下記まで
お問い合わせください。

2. 改葬先の墓地管理者の承認印をもらう

承認は原則改葬先墓地・納骨堂管理者承認欄へ
の記名押印ですが、別途添付書類で代用できま
す。詳しくは下記までお問い合わせください。

3. 現在の墓地管理者の証明印をもらう

現在の墓地(納骨堂)管理者から、
改葬許可申請書の証明欄に住所氏名と
証明印をもらってください。

4. 沼津市役所で改葬許可を受ける

郵送で許可申請を行う場合は、
返送先の住所と氏名を書き、切手を
貼付した返信用封筒を同封してください。

5. 現在の墓地等から遺骨を引き取る

現在の墓地管理者に改葬許可証を
提示してください。

6. 改葬先の墓地等に遺骨を埋蔵(収蔵)する

※無縁墓地等からの改葬には特別に必要な
手続きがありますのでお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

沼津市役所 市民課 管理係
〒410-8601
静岡県沼津市御幸町16-1
電話番号：055-934-4720

